

第 3 期子ども・子育て支援事業計画の策定について

市町村子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、5 年を 1 期とした教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制等の計画の策定が定められています。

現計画、第 2 期子ども・子育て支援事業計画が令和 6 年度に終了することから令和 7 年度からの第 3 期計画を策定いたします。

なお、令和 5 年 4 月 1 日施行のこども基本法第 10 条に基づき、国が定めるこども大綱を勘案して策定する市町村こども計画（策定は努力義務）に含め、一体的に策定することも可能となることから、国や県の動向を注視し検討いたします。

1 計画期間

令和 7 年度～令和 11 年度（5 年間）

2 策定期間

令和 5 年度から令和 6 年度

3 策定スケジュール

- ・令和 5 年度 ニーズ調査、こどもの意見徴収等
- ・令和 6 年度 計画策定

4 市町村こども計画の内容（見込み）

- ・こども施策に関する基本的な方針
- ・こども施策に関する重要事項
- ・こども施策を推進するために必要な事項
- ・少子化社会対策基本法第 7 条第 1 項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ・子ども・若者育成支援推進法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第 8 条第 2 項各号に掲げる事項 など

○こども大綱については、年内に決定される見込み。